

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において、環境省直轄により防除事業を実施する。

奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの10年以内の完全排除を目指し、集中的なワナの配置や移動抑制柵の設置など戦略的に防除事業を実施する。

西表島において、毒を持つオオヒキガエルの侵入を防止するためのモニタリング及び防除事業を実施する。

皇居外苑濠において、ブルーギル等外来魚の駆除及び調査捕獲を行う。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

アライグマやカミツキガメ等、都道府県の区域を越えて広域に分布して被害を及ぼす外来生物について、種類及び生態系のタイプに応じて、地方公共団体と連携した防除のためのモデル事業を実施する。その成果を防除手法のマニュアルとしてとりまとめ、各地の防除に活用する。

2. 事業計画

(年度)

	15	16	17	18	19	
(1)特定外来生物防除直轄事業						
沖縄・奄美地方マングース防除	—————→					
西表島オオヒキガエル防除・モニタリング	—————→					
皇居外苑濠外来生物駆除			—————→			
(2)広域分布外来生物防除モデル事業			—————→			

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、完全排除への道筋をつけるとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

生物多様性国家戦略

外来生物法

特定外来生物

生態系等に被害を及ぼす、
又は及ぼすおそれのある外
来生物を政令指定

飼養・輸入等の規制

・主務大臣の許可を受けた場
合を除き、輸入・飼養等の禁止
・譲渡し等で届出必要

防除

国のほか、地方公共団体等の
参加により総合的な防除を推進

国民の理解の増進、科学的知見の充実

外来生物対策の推進

1. 外来生物対策基盤整備・管理事業

外来生物対策の情報基盤整備

特定外来生物の飼養等情報のデータベース
システムの開発と運用

外来生物対策の知見や情報を国民・関係
機関と共有するネットワークの整備

外来生物対策の実施管理

特定外来生物の選定、飼養基準の策定

飼養等の許可・届出の受理等の事務

水際での輸入管理関係の事務

外来生物対策に必要な
情報収集と提供等

施行に伴う許可届出や
輸入管理業務の正確且つ
迅速な対応

2. 特定外来生物防除等推進事業

(重要生態系重点地域)

特定外来生物防除直轄事業

沖縄・奄美におけるマングースの集中防除

西表島におけるオオヒキガエルの防除と監視

皇居外苑壕におけるブルーギル等駆除

(広域分布、全国的な蔓延)

広域分布外来生物防除モデル事業

アライグマやカミツキガメ等、広域に分布
して被害を及ぼす外来生物について、地
方公共団体と連携して、モデル事業を実
施し防除手法を確立

国として防除
の責務が発生

実効性の確保
に連携が必須

都道府県等の参加に
よる防除の促進